

## <令和3年度の公的年金額は0.1%引き下げ>

FPネットワーク神奈川会員 長谷川 義洋

今月（6月）15日は、新年度第1回目の公的年金が支給されます。令和3年度の年金額は昨年度から0.1%の引き下げになりますが、マクロ経済スライドによる調整は行われません。このままでは新型コロナの影響でマクロ経済スライドの「繰り越し」が続く懸念があります。

### ■なぜ公的年金は毎年見直しをされるのか？

公的年金額は、物価や賃金の変化に対応してその価値を維持するために、毎年度金額が見直されています。この見直しは改定（またはスライド）と呼ばれています。これに加えて、現在は年金財政を健全化している最中なので、マクロ経済スライド調整率を組み合わせたものになっています。

### ■令和3年度の年金額はなぜ0.1%下がったのか？

平成28年に成立した年金改革法（令和3年4月施行）により、将来世代の給付水準を確保するため、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、今年度から賃金変動が物価変動を下回る場合は、賃金変動に合わせて年金額を改定することになりました。

このため、令和3年度年金額は、新規裁定者（67歳までの年金受給権者）、既裁定者（68歳以降の年金受給権者）ともに名目手取り賃金変動率（▲0.1%）によって改定されます。  
令和3年度の参考指標

・物価変動率	…	0.0%
・名目手取り賃金変動率	…	▲0.1%
・マクロ経済スライド調整率	…	▲0.1%

※「名目手取り賃金変動率」とは、2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率に前年の物価変動率と可処分所得割合変化率（0.0%）を乗じたものです。

※令和3年度名目手取り賃金変動率（▲0.1%）

＝実質賃金変動率（▲0.1%）×物価変動率（0.0%）×可処分所得割合変化率（0.0%）  
（平成29～令和元年度の平均） （令和2年の値） （平成30年度の値）

## N P O 法 人 F P ネットワーク 神 奈 川

〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階

セミナー：TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談：TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp

# カルチャークラブ

※マクロ経済スライドとは、公的年金被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいてスライド調整率が設定され、その分を賃金と物価がプラスとなる場合に改定率から控除するものです。マクロ経済スライドによる調整を計画的に実施することは、将来世代の年金の給付水準を確保することにつながります。

※（令和3年度のマクロ経済スライドによる調整率（▲0.1%）  
＝公的年金被保険者数の変動率（0.2%）×平均余命の伸び率（▲0.3%）  
（平成29～令和元年度の平均） （定率）

## ■なぜマクロ経済スライドは発動せず繰り越しになったのか？

賃金や物価による改定率がマイナスの場合には、マクロ経済スライドによる調整は行なわれないこととされているため、令和3年度は、マクロ経済スライド調整は行われません。令和3年度マクロ経済スライド未調整分（▲0.1%）は翌年度以降に繰り越されます。

## ■来年度から新型コロナ禍の影響が年金に反映されてきます

令和3年度の年金額の算出には、前述のようにコロナ禍の令和2年度の賃金変動率が使われていません。そのため、令和2年度の新型コロナ禍の影響は令和4年度の改定から分割して現れます。令和2年度の賃金変動は未確定ですが、昨年9月以降前年比でマイナスに転じています。物価が上昇しても、賃金が伸びないために、物価上昇に対応できない年金額の改定（引き下げ）が予想されます。年金生活者には注意が必要です。

また、前述の年金額の改定（引き下げ）傾向が続けば、年金財政の健全化に必要なマクロ経済スライドは発動されず、繰り越しが繰り返され、未調整分がたまる形になりかねません。結果として将来世代の年金の給付水準にも影響を及ぼしかねません。今後の動向を注視して行く必要があります。

なお、詳しく知りたい方は、[日本年金機構のホームページ「年金額の改定ルールの見直し（令和3年4月～）」](#)を参照してください。

N P O 法 人 F P ネットワーク 神 奈 川

〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階

セミナー：TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談：TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp